

令和7年

第12回農業委員会総会議事録

令和7年12月8日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事 告
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第3号）
日程第4 報告（報告第1号から第4号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（24人）

1 番	白山 一男	2 番	高原 和重
3 番	林 康弘	4 番	土佐 好廣
5 番	木下 栄作	6 番	川腰 康子
7 番	山本 康雄	8 番	田邊 秀男
9 番	樋上 豊	10 番	島倉 忠悦
11 番	長谷 吉宗	12 番	長谷川 達夫
13 番	高橋 彰	14 番	堀 正
15 番	表 隆夫	16 番	齊田 博美
17 番	松井 正	18 番	明石 茂
19 番	末永 久義	20 番	炭谷 一三
22 番	瀧田 秀成	23 番	高越 博
24 番	山崎 善夫	25 番	北田 幹夫

欠 席 委 員（1人）

21 番 坂井 吉三郎

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
報告第 4 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 野崎 智延 主 査 矢野 貴之
主 事 新保 有紗

射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

会議の概要

開会時刻 午後1時55分

議長（堀会長）

ただいまから、令和7年第12回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

なお、21番 坂井委員 から本総会の会議を欠席する旨の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「18番 明石委員」「25番 北田委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第1号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— （議案第2号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号24番について、明石委員から説明をお願いします。

明石委員

議案第2号 申請番号24番について説明します。

申請人である受人は、〇〇地区で平成元年より、主に土木建築請負業を営んでおります。

事業の拡大により、残土の量が増加し、既存の敷地では残土の仕分け場の不足により、仕分け作業の効率が悪化し、業務の遂行に支障が出ていることから、隣接する土地において残土の仕分け場を新たに整備する計画に至りました。

今回の申請地は資材置場の東側に隣接し、事業の効率性も高く、適地であると判断しました。

整備において、既存のコンクリート擁壁を用い、雨水は隣接する排水路に放流する計画とし、周辺農地に土砂流出や被害が及ばないことを誓約しています。加えて、地元関係各者からは同意を得ていますので、慎重審議のほどよろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号25番について、土佐委員から説明をお願いします。

土佐委員

議案第2号の申請番号25番について説明します。

申請者である譲受人は、〇〇地区に本社を構えています。事業設立は昭和61年で、一般貨物運送事業を主たる業務としています。

近年、取り扱う輸送量が増加し、十分に対応できないことから、今後の事業計画として、従業員の15名増員、トラックの10台増車、新たな倉庫を建築し、輸送量の増加に対応することを決定しました。

既存地内で整備するには敷地に余裕がなく、整備不可能と判断しました。

今回の申請地は、既存の駐車場に隣接し、主要道路に面していることや本社社屋との距離における事業の効率性などを総合的に検討した結果、適地であると判断したものです。

新たな倉庫整備においては、隣接地に擁壁を設け周辺に被害を及ぼさないことは当然として、雨水については、調整池を経由しオリフィスを設けた上で排水路へ排出をします。また、排水については、浄化槽を設置した上で排水路へ排出します。あわせて、地元関係者からは同意を得ていることから、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。
これより、本議案についての質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。
議案第3号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。
原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。
よって議案第3号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第3号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。
議案第3号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題といたします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号 農地法第4条の規定による届出の受理について議題としま
す。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分い
たしましたので、ご了知をお願いします。

— （報告第4号の説明） —

議長（堀会長）

報告第4号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題としま
す。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（矢野）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。
委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。
以上をもって令和7年第12回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時35分

議 長

署名委員

署名委員